

特殊車両・過積載車両について合同の取締りを実施しました。

過積載車両が通行することにより、道路にわだち掘れやひび割れなどが発生したり、橋梁などの構造物へも重大な影響を与えています。また、特殊車両許可条件を無視した車両による事故は、重大事故に結びつきやすく交通社会に与える影響も大きくなってしまいます。このたび県内国道の4箇所において各所轄警察署と合同で過積載や通行許可の違反がないか現地取締を実施、適正な通行を指導しました。

1. 日時・ 取締実施場所	平成26年9月26日(金)14時～15時30分 国道45号 鳴瀬車両検測所 平成26年10月3日(金)14時～15時30分 国道4号 栗原市高清水小山田パーキング 平成26年10月8日(水)14時～16時 国道48号 作並チェーン着脱所 平成26年10月17日(金)14時～16時 国道4号 名取車両検測所
------------------	--

2. 実施内容 仙台河川国道事務所及び県内各所轄警察による特殊車両・過積載の取締り

3. 取締結果

対象車両36台のうち、違反のあった車両は17台。

許可書不携帯
無許可

1台
16台

許可条件違反(車両の長さ) 8台
許可条件違反(車両の長さ+幅) 2台
許可条件違反(車両の高さ) 2台
許可条件違反(連結違反) 3台
許可条件違反(通行経路違反) 1台

計 16台

今回の取締実施状況(鳴瀬・作並)



・特殊車両通行許可違反車両に対し適正な指導を実施。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会、石巻記者クラブ、大崎記者クラブ〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所
(特殊車両取り締まり)

道路管理第一課長 ながぬま てつや
永沼 哲弥
TEL 022-248-4131(内線431)